

## 母子保健等看護師業務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市子ども未来部母子保健課において母子保健等看護師業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員で、業務名は次のとおりとする。

- (1) 看護師
- (2) 代替看護師

(業務)

第3条 会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 乳幼児の健康診査に関する事
- (2) 予防接種に関する事
- (3) 健康相談に関する事
- (4) 健康教育に関する事
- (5) その他看護師業務に関する事

(任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 勤務時間および休憩時間は、別表1に定めるとおりとする。ただし、所属長が特に必要と認める場合は、週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において、勤務日を振り替えし、または代休日を与えることができる。また、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間帯を変更することができる。
- (2) 業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の中の別の時間帯において、1時間の休憩時間を設けることができ

る。

(3) 週休日は、土曜日および日曜日とする。

(4) 休日は次のとおりとする。ただし、任命権者は、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、市長の承認を得て、休日について別に定めることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 1月2日，1月3日および12月29日から12月31日までの日

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 「母子保健等看護師業務嘱託職員業務要綱」（平成16年4月1日施行）は廃止する。

別表 1 (第 5 条関係)

業務名	曜日・区分	勤務時間	休憩時間
看護師	月曜日および 火曜日	午前 8 時 4 5 分から 午後 3 時まで	正午から 午後 1 時まで
	水曜日および 木曜日	午前 8 時 4 5 分から 午後 4 時 3 0 分まで	
	金曜日	午前 9 時から 午後 3 時まで	
代替看護師	午前	午前 8 時 4 5 分から 正午まで	
	午後	午後 1 2 時 4 5 分から 午後 4 時まで	